

令和5年4月5日

長久手市立小中学校

保護者の皆様

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改訂に伴う教育活動ガイドラインの変更について（R5.4.5）

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

この度、愛知県では、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが改訂されました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、教育活動ガイドラインを一部変更し、下記のとおり決定しました。下線部分が今回の加除修正です。

## 記

### 1 臨時休業等について

各学校の感染状況に応じて臨時休業、学年・学級閉鎖の実施を迅速かつ適切に判断します。判断基準は、以下のとおりです。期間については、土日祝日を含めた3日程度を目安とします。なお、以下の基準を満たさない等、校内で陽性者が判明しても臨時休業等は実施しない場合があります。

#### 【学級閉鎖】

○ 直近3日間で以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

① 感染者、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）及び未診断の風邪等の症状を有する者が、合わせて学級の15%以上いる場合

② その他、設置者が必要と判断した場合

#### 【学年閉鎖】

○ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

#### 【学校全体の臨時休業】

○ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

### 2 感染防止対策について

#### (1) 学習活動について

感染防止対策を適切に実施して活動します。ただし、感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、少人数のグループで実施するとともに、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時換気を行い、大声での会話は控えて活動します。一斉に大きな声で話す活動や合唱等では、近距離で向かい合っの発声や歌唱等を控えるなどの一定の感染症対策を講じて実施します。

#### (2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食等の食事をする場面では、飛沫を飛ばさないように指導します。また、適切な換気の確保や大声での会話を控えること、机を向かい合わせにしない（向かい合わせにする場合は1m程度の距離を確保すること等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。

(3) 清掃について

通常の清掃を行います。

(4) 学校行事について

地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応します。

(5) 部活動について

ア 部活動は、感染防止対策を徹底した上で実施します。

イ 練習試合を含めて対外試合は、実施周辺地域の感染状況に応じて、部活時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

ア 同居のご家族等も含めて毎日の検温、健康状態の確認をし、健康チェックカードに記入し、担任に提出してください。児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などのかぜ症状がある場合は、登校させないでください。ただし、軽微な症状がある場合の登校は、地域の感染状況や花粉症など、個別の状況に応じて適切に判断してください。

イ 同居のご家族等に同様の症状がある場合も、地域の感染状況に応じて、登校を控えてください。

ウ 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

(7) マスクの着用について

ア 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面を除きます。

イ 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。

### 3 その他

(1) 修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じた感染防止対策を徹底した上で、実施します。

(2) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを変更します。

(3) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、各学校で臨時休業等を実施する場合に、該当の学校にのみ送信します。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関して、夜間、土曜、日曜、祝日などに陽性になった場合の連絡は、平日の朝、学校に連絡してください。

〔連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626〕